

## 日本ビジュアル分析学協会 会員規約

### 第1章 総則

#### 第1条(名称)

##### 第1項

この団体は 日本ビジュアル分析学協会（以下 「本協会」という）と称し愛称を「ビジュ分・びじゅ分（びじゅぶん・ビジュブン）」、英文では、Japan Visual Analysis Association と表記し、略称を「JVAA」とします。

#### 第2条(事務局の設置)

##### 第1項

本協会の主たる事務局は、神奈川県茅ヶ崎市松浪 2-1-11 に置きます。

#### 第3条(目的)

##### 第1項

本協会は、考案者猪狩有美による視覚分析術「ビジュアル分析学」を基にした自己との対話、コミュニケーション、カウンセリングスキルの維持向上を通じて、個人が個の確立を持って自立し自分らしく生きる事、ならびに家族および社会全体のより良い人間関係の構築を支援し、社会貢献することを目的とします。

#### 第4条(本会員規約の範囲)

##### 第1項

本規約は、日本ビジュアル分析学協会にてビジュアル分析診断士の資格を取得した個人、法人、団体に適用されます。

#### 第5条(会員)

##### 第1項(ビジュアル分析診断士資格認定講座申し込み)

- ① 本協会の「ビジュアル分析診断士認定講座受講要綱」に従い、受講料を納めることで受講の申し込みを受け付けるものとします。
- ② 受講開始後、受講者がすでに納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします

##### 第2項(資格認定)

本協会の「ビジュアル分析診断士認定講座受講要綱」に従い、所定のカリキュラムを終了した時点で、本協会のビジュアル分析診断士として認定されます。

##### 第3項(本協会入会資格)

ビジュアル分析診断士に認定された時点で、本協会の会員制度への入会申請ができるものとします。

##### 第4項(入会申請)

本協会の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、本協会の会員制度への入会を申請し、本協会が承認したものを会員とします。

##### 第5項(会員区分)

会員とは、当協会の正会員をいいます。

##### ① 正会員

本協会にてビジュアル分析診断士の資格を取得し、本協会の目的に賛同し、別途定める会費を納め、ビジュアル分析診断士としての活動をする個人を正会員とします。

## 第2章 入会申し込みと契約

### 第6条(申し込み)

#### 第1項

入会を希望するものは、認定講座受講を終了しており、本協会指定の入会申込申請書に必要事項を記入の上、年会費と併せて本協会に提出し、入会を申し込むものとします。

### 第7条(入会申し込みの不承認)

#### 第1項

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

- ① 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- ② 講座受講後1か月以内に入会申し込みが無い場合。
- ③ 入会申し込み後2週間を経過しても、会費の納入がない場合。
- ④ 過去に本協会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- ⑤ その他、本協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合。

### 第8条(会費)

#### 第1項

会費は、年会費制とします。

#### 第2項

年会費は、以下に定める通りとします。

	年払い(一括支払い)
正会員	10,000 円(税抜) ・口座引落 ・カード払い (手数料は、カード会社の規定に準ずる)

### 第9条(会費等の払い戻し)

#### 第1項

会員がすでに納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

### 第10条(有効期間)

#### 第1項

本規約に基づく会員契約期間は、年会費の入金日から1年間とします。

#### 第2項

契約期間満了日の1か月前までに、会員または本協会から相手方に対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間自動更新するものとし、以降も同様とします。

### 第11条(変更の届け出)

#### 第1項

会員は、その名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。

#### 第2項

会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本協会はその責任を一切負わないものとします。

## 第12条(退会)

### 第1項

会員は、本協会所定の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も本協会に対する未払い分の支払いを免れないものとします。月払いの会員は退会の1か月前までに、退会手続きをするものとし、引き落とされた翌月分の会費については返還しないものとします。

## 第13条(会員資格の取り消し)

### 第1項

本協会は、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

- ① 本協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと本協会が認めた場合。
- ② 本協会の会員に対して、個人的な営業活動、政治活動、宗教、ネットワークビジネス等の勧誘を行い、会員から苦情があった場合。
- ③ 本会員の個人情報を故意に漏えいせしめたとき。
- ④ 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合。
- ⑤ 本規約又は、その他本協会が定める規約に違反した場合。
- ⑥ 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合。
- ⑦ その他、本協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合。

## 第3章 サービス

### 第14条(サービスの利用)

#### 第1項(正会員向けサービス)

正会員は、本協会の行う以下のサービスを優先的に利用することができます。

- ① 資格認定書発行
- ② 会報(不定期:メール)の配信。
- ③ ビジュアル分析診断士としての診断活動支援。
- ④ 会員向け毎月定例の強化学習会参加。
- ⑤ 協会主催のセミナー、学習会、講演会、普及活動(WEB等を含む)への参加。
- ⑥ ビジュアル分析診断士資格講座の再受講。
- ⑦ 資格に応じた称号の使用。
- ⑧ 協会名称及びロゴ等の使用。
- ⑨ ビジネス相談

## 第4章 著作権

### 第15条(著作権)

#### 第1項(コンテンツの著作権)

ビジュアル分析学協会のコンテンツそのものの著作権は、すべて考案者猪狩有美に属します。

#### 第2項(著作物の管理者)

会員の著作物使用に関する管理は、考案者猪狩有美によるものとします。

#### 第3項(名称及びロゴに関する著作権)

ビジュアル分析学協会の名称及びロゴの著作権は、すべて考案者猪狩有美に属します。

### 第16条(著作物の使用)

#### 第1項(正会員の著作物及び名称及びロゴの使用)

- ① 本協会の正会員は、ビジュアル分析診断用語やビジュアル分析診断チェックシート、その他協会所定の用紙や資料、宣伝広告ツールを使用して、有料でビジュアル分析診断を行うことができます。

- ② 日本ビジュアル分析学協会の名称及びロゴを名刺やWEBサイトなどの営利宣伝活動に使用する際は、その都度所定の書面「名称使用申請書」と名称使用料を併せて本協会へ申請し許可を受けるものとします。
- ③ 名称使用料については、以下に定めるとおりとし、これによらない場合は「名称使用申請書」の内容によって考案者本名:猪狩有美と別途協議するものとします。

名称使用用途	金額
本協会規定デザインの名刺作成	2,000 円 (税抜)
イベント出展	2,000 円 (税抜)

- ④ ビジュアル分析学の名称を使い、長期にわたって事業展開をする場合は、考案者猪狩有美と別途協議契約が発生するものとします。
- ⑤ 正会員の独自オリジナルメソッドを追加しての診断事業展開をする場合において、独自で用紙や資料、宣伝広告ツールを使用する場合は考案者猪狩有美と別途協議契約が発生するものとし、「オリジナル診断事業展開申請書」と、使用する資料を本協会へ提出申請し許可を受けるものとします。

### 第2項(会員資格失効者にかかる著作権)

会員資格を失った者は、ビジュアル分析診断用語やビジュアル分析診断チェックシート、その他協会所定の用紙や資料、宣伝広告ツールを使用しての診断カウンセリングを行う資格を消滅するものとします。同時にビジュアル分析学の名称及びビジュアル分析診断士の資格を使用することを禁じます。違法使用が判明した場合、本協会より注意・警告を行い、改善されない場合は、しるべき法的措置をとるものとします。

### 第3項(講師活動での著作権)

認定講師のビジュアル分析診断士認定講座内容や資料、書面にかかる著作権は、考案者猪狩有美とコンテンツ使用許諾契約、講師契約を締結し、講師資格を取得・維持していることが条件となります。

## 第17条(著作物の不正及び二次使用)

### 第1項(無断掲載の禁止)

ビジュアル分析学、ビジュアル分析診断用語、ビジュアル分析診断チェックシート、WEBサイト等で使用する画像・システム、またはコンテンツそのもののテキスト表記を無断にてコピー、転載、販売、配布、WEB表示また記載する等の行為を固く禁じます。

### 第2項(セミナー講座及び講演会等無断開催の禁止)

ビジュアル分析学の内容にかかる無断でのセミナー講座及び講演会等の開催を固く禁じます。違反行為をした場合、本協会より注意・警告を行い、改善されない場合は、本協会員の抹消ならびに、しるべき法的措置をとるものとします。

### 第3項(退会後の不正及び二次使用の禁止)

退会後もこの義務は継続し、ビジュアル分析学固有の名称・表現法に類似する講座を開催したと認められた場合も、本協会より注意・警告を行い、改善されない場合、しるべき法的措置をとるものとします。

## 第5章 ビジュアル分析診断行為について

### 第18条(ビジュアル分析診断行為)

#### 第1項(ビジュアル分析診断の権限)

本協会の正会員以外のビジュアル分析診断を禁じます。

#### 第2項(無料ビジュアル分析診断の禁止)

本協会の正会員は、無料による診断行為はできません。

#### 第3項(ビジュアル分析診断の方法)

本協会の正会員は、規定の診断方法で有料でビジュアル分析診断をすることができます。診断方

法については「ビジュアル分析診断要綱」で定めるものとします。

#### 第4項(ビジュアル分析診断の料金)

ビジュアル分析診断行為の金額設定については、「ビジュアル分析診断要綱」で定めるものとします。

#### 第5項(ビジュアル分析診断と独自メソッドを併せた診断事業)

独自オリジナルメソッドを追加しての診断事業展開をする場合は、考案者猪狩有美と別途協議契約が発生するものとし、「オリジナル診断事業展開申請書」を本協会へ提出申請し許可を受けるものとします。

## 第6章 資格について

### 第19条(ビジュアル分析診断士の資格の維持・継続)

#### 第1項(認定資格の維持・継続について)

ビジュアル分析診断士の認定資格を維持・継続していくためには、本協会の会員であることが必須条件となります。

#### 第2項(診断活動の維持・継続)

ビジュアル分析診断士としての活動を維持・継続していくためには、本協会の正会員であることが必須条件となります。

### 第20条(認定講師の資格の維持・継続)

#### 第1項

- ① 認定講師によるビジュアル分析診断士育成講座開講の活動を維持・継続していくためには、本協会の正会員であることが必須条件となります。
- ② 認定講師の資格は、資格取得講座受講後6か月以内に、診断実績として100人を診断し、診断者の写真付きレポートを提出することが必須条件となります。その際の診断は有料診断のほか、研修期間特例として無料診断を許可するものとします。診断の際は有料診断及び無料診断を問わず、診断者に対して既定の書面で承諾を得ることが必須条件となります。

### 第21条(資格の失効)

#### 第1項(協会員資格の取り消し)

本協会への入会及び更新手続きを怠った場合や、会費の支払が支払期日より遅延滞納した場合、理由の如何を問わず、本協会正会員の資格が取り消しになり、同時に、ビジュアル分析診断士としての活動は出来なくなるものとします。

#### 第2項(資格の失効)

ビジュアル分析診断士及び講師の資格や契約は、本協会会員の資格が取り消しになったと同時に失効するものとします。

#### 第3項(資格失効後の措置)

資格失効後に、ビジュアル分析診断用語やビジュアル分析診断チェックシートを使用しての診断カウンセリングを行うことはできません。万一、資格失効後、ビジュアル分析診断行為を行っていることが判明した場合は、本協会より注意・警告を行いしかるべき法的措置をとるものとします。

### 第22条(資格の復活)

#### 第1項

資格が失効した場合、以下の規定で資格を復活できるものとします。

- ① ビジュアル分析診断士の資格について、資格失効日より1年以内に復活する場合、考案者猪狩有美による資格復活の為の面接合格後、会員復活届の提出と協会年会費の滞納分及び、会費の年払いにより復活できるものとします。なお、講師契約の復活は、別途講師資格規定に準ずるものとします。
- ② ビジュアル分析診断士の資格について、資格失効日より1年を超えて復活する場合、考案者猪狩有美による資格復活の為の面接合格後、本協会既定の資格復活試験に合格し、会員

復活届の提出と協会年会費の滞納分及び会費の年払いにより復活できるものとします。なお、講師契約の復活は、別途講師資格規定に準ずるものとします。

## 第7章 本会員規約の追加・変更

### 第23条(規約の追加・変更)

#### 第1項(規約の追加協議と決議)

本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、協会員の話し合いと協会員の1/2の決議と考案者猪狩有美の許可をもって定めるものとします。

#### 第2項(規約の変更協議と決議)

本協会は、協会員の話し合いと協会員の1/2の決議と考案者猪狩有美の許可により、サービス内容及び料金を含め、本規約の全部または一部を変更することができます

#### 第3項(規約の効力発生)

本協会により変更された本規約は、本協会のWEBサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以降会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

## 第8章 免責および損害賠償

### 第24条(免責および損害賠償)

#### 第1項

会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとします。

#### 第2項

万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。

#### 第3項

会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

## 付則

本会員規約は、平成26年4月1日より実施します。

日本ビジュアル分析学協会 猪狩有美

平成26年4月1日 実施

平成26年4月1日 改正

平成26年4月6日 改正

平成26年4月8日 改定

平成28年4月1日 改定